

○北信保健衛生施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例

(平成 4 年 3 月 30 日 条例第 6 号)

改正 平成 17 年 4 月 1 日 条例第 2 号

北信保健衛生施設組合一般職の職員の育児休業等に関する事項は、中野市一般職の職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年中野市条例第 45 号）の例によるものとする。

附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。